

交通事故（第三者加害）における損害賠償に必要な書類

- 損害賠償申告書（様式第17号）
- 交通事故証明書（交通安全協会にて交付）
- 交通事故届出書（日時・場所・事故発生状況等詳細に記入のこと）
- 医師の診断書（任意様式。写しでも結構です。）
- 念書
- 事故発生状況報告書（保険会社の方に記入してもらってください）
- 事故の相手方の自賠責保険証の写し
- 事故の相手方が加入している任意保険の会社名・担当者・連絡先等を記したメモ
- 事故の相手方の誓約書

* 病院等へ支払った費用の領収書は必ず保管願います。

交通事故届出書

このたび下記のように 〇〇〇〇が交通事故に遭い、負傷しました。
その治療について、組合員証の使用の許可をお願いします。

記

発生日時 令和 年 月 日 (曜日) 時 分頃 天候

発生場所

当 方 住 所
(被害者)
氏 名

年 月 日生 (歳)

事故時の状態

相 手 方 住 所
(加害者)
氏 名

年 月 日生 (歳)

事故時の状態

自賠償保険関係 契 約 先

証明書番号

令和 年 月 日

届出者氏名

㊞

念 書

令和 年 月 日（場所 ）において
（加害者 ）の行為により（被害者 ）の
被った保険事故について、国家公務員共済組合法による保険給付を受けた場合は、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を、国家公務員共済組合法第48条の規定によって、組合が給付の価格の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領することに異義のないことを、ここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

1. 当事者と示談を行う場合は、必ず事前に共済組合にその内容を申し出ること。
2. 白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく共済組合に届け出ること。
4. 治療が終わったら直ちに共済組合に連絡すること。
5. 示談書は公正証書にするか、和解調書にすること。
6. 示談成立後に示談書の写しを提出すること。

上記の事項に反し、共済組合に損害を与えた場合は、私の責任において賠償します。

令和 年 月 日

文部科学省共済組合香川大学支部長 殿

組合員 所 属

氏 名

⑨

